



令和5年7月3日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス  
代表者名 代表取締役社長兼CEO 此下 竜矢  
(コード2388 東証グロース市場)  
問合せ先 開示担当 小竹 康博  
(TEL 03-6225-2161)

## Group Lease PCLによるカンボジアでの 子会社の勝訴に関するプレスリリースについて

当社グループの持分法適用関連会社である Group Lease PCL（以下 GL）は、GL の子会社が事業を行うカンボジアにおいて行われていた裁判が決着し、子会社等が勝訴したことについてプレスリリースを公表しております。下記に日本語にて翻訳いたしますのでお知らせします。

GL の開示文原文はこちらの通りです：

<https://grouplease.international/7706/>

(以下は GL のプレスリリースの日本語訳となります)

プレスリリース

2023年6月30日

### カンボジアの裁判所は、GL グループに JTA へのいかなる損害賠償責任はないと認定 カンボジアでは GLH の取締役による詐欺行為や犯罪は存在しないと確認

Group Lease PCL の Deputy Chief Executive Officer である此下竜矢氏は、下記のように語りました。

「当社はカンボジアにおいて事件番号 1657 訴訟がプノンペン控訴裁判所によって却下されたという素晴らしいニュースを受け取りました。プノンペン控訴裁判所はカンボジアにおける最高裁判所であり、略式判決を下すことができる裁判所となります。

事件番号 1657 訴訟は、2019 年 11 月に J trust Asia Pte Ltd.（以下、JTA）が当社のカンボジア子会社である GL Finance Plc（GLF）およびシンガポール子会社である Group Lease Holdings Ltd Plc（GLH）に対し、2 億 2900 万ドルの損害賠償を請求した訴訟でした。その後、JTA はこの請求金額を 1 億 5400 万ドルに減額しましたが、控訴裁判所はこの訴訟を全会一致で却下し、本件は完全に棄却されました。プノンペン控訴裁判所での訴訟費用は JTA が負担することになりま

す。

次のステップは、JT グループから生じた損失に対する補償を勝ち取ることです。カンボジアにおいてはこれ以上の訴訟が存在しないため、以前よりもさらに多額の補償を求めるための新たな根拠が得られました。裁判所は、GLF が JTA に対して債務者としての法的な義務や関係を持たず、GLH に対する法的訴訟はカンボジアにおいては管轄外であると判断しました。JT グループおよび経営陣による主張が合理的な根拠を持たないことは明白です。彼らは合法的な論拠もないまま、多くの国で訴訟を提起してきました。私たちはこれまで何度も主張をしてきましたが、今や誰もが JT グループとその経営陣がいかに悪意を持っているかを目の当たりにすることができます。彼らは有効な訴訟であるかどうかを問わず、自らの利益のために不合理な訴訟を多くの国で起こしてきました」と述べています。

JTA は、タイが訴訟を行うべき唯一の国であるにもかかわらず、複数の異なる国で当社グループに対して訴訟を起こしてきました。JTA はタイで勝つことができない一方で、他の国の裁判所を利用して法的手続きを濫用することで、GL に損害を与えようとしてきました。今回の棄却は、この訴訟における法的根拠の欠如や証拠の欠如を浮き彫りにし、JTA による GL グループに対する行為が軽薄な主張に基づいていたことを示しております。この勝利については喜ばしく受け止めておりますが、今後はさらにこの却下を証拠として、JTA が根拠のない国際的な法的攻撃を GL に対して続けていることを明示し、彼らに私たちと株主への被害の補償を求めるつもりです。」

Group Lease PCL の最高経営責任者である石神理貴氏は、「JTA による GL グループへの請求がカンボジアの裁判所で棄却されたことを喜んでいますが。また GLH の取締役である此下益司氏についても、詐欺行為を行ったと JTA は主張して、同じくカンボジアで訴訟を起こしておりました。しかし、プノンペン初審裁判所、プノンペン控訴裁判所、そして 2023 年 5 月 10 日にはカンボジア最高裁判所でも、此下氏がカンボジアにおいて詐欺行為やその他の犯罪を行っていないという判決で一致しております。現在の GLH の取締役であり、元 GL の CEO でもある此下氏がカンボジアのすべての裁判所で無罪とされたことは、裁判所が私たちの主張を審理すれば、詐欺行為や犯罪は行われていないことが明らかになるという強力な証拠です。私たちは GL と此下氏が何も違法なことはしていないことをタイの株主や規制当局に対して示せるよう、2024 年初頭に予定されているタイの裁判の判決を心待ちにしております。そしてその間も JT グループとその経営陣に対して損害の賠償を求めるために、この法的勝利を活用し続けてまいります」と述べています。